



資料編



- 附属機関設置条例（抜粋）
- 審議会委員
- 諮問
- 答申書
- 策定組織体制図

美浜町附属機関設置条例（抜粋）

（平成30年3月27日条例第2号）

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の設置については、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（設置）

第2条 別表第1に定めるところにより、町長の附属機関を置く。

2 別表第2に定めるところにより、教育委員会の附属機関を置く。

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

附 則 抄

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

4 この条例の施行の際、現に存する合議体で別表第1又は第2に掲げる附属機関に相当するものの委員に委嘱されている者は、この条例の規定により設置された附属機関の委員に委嘱された者とみなす。

附 則（平成30年6月22日条例第25号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正）

2 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例（昭和32年美浜町条例第7号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成30年9月21日条例第28号）

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和元年6月21日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月23日条例第1号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

町長の附属機関

名称	担当事務	委員定数	委員選任の基準
美浜町総合計画審議会	美浜町総合計画の基本構想に関し必要な調査及び審議	23名以内	教育委員会の委員、農業委員会の委員、公募による者、識見を有する者及び公共的団体等の役員又は職員

美浜町総合計画審議会委員 (役職は任命時のもの)

No.	所属	役職	氏名	備考
-----	----	----	----	----

(1) 町教育委員会の委員

1	教育委員会	教育長職務代理者	川上 英雄	
---	-------	----------	-------	--

(2) 町農業委員会の委員

2	農業委員会	会長	岩本 久司	
---	-------	----	-------	--

(3) 公募によるもの

3	公募		内田 陽子	(令和2年度)
---	----	--	-------	---------

(4) 公共的団体の役員又は職員

4	美浜町漁業協同組合	代表理事組合長	横井 喜博	(令和元年度)
5	野間漁業協同組合	代表理事組合長	吉田 和広	
6	観光協会	会長	野田 敏郎	
7	商工会	会長	横田 和弘	
8	社会福祉協議会	会長	横田 全博	
9	女性の会	会長	廣澤 節子	
10	スポーツ協会	会長	廣重 弘和	
11	民生委員協議会	副会長	久木 千鶴子	
12	区長会	会長	牧 守	副会長
13	あいち知多農業協同組合	地域担当理事代表	富谷 茂寿	
14	保育所父母の会	会長	鈴木 由美	(令和2年度)
15	保育所父母の会	会長	岩川 春奈	(令和元年度)
16	野間中学校PTA	母親代表	加藤 靖代	(令和元年度)
17	一社) 美浜まちラボ	代表	伊藤 拓道	

(5) 識見を有するもの

18	日本福祉大学	学識経験者	千頭 聡	会長
19	日本福祉大学	学識経験者	末 盛 慶	

美企発第 212 号
令和2年4月28日

美浜町総合計画審議会
会 長 千頭 聡 様

美浜町長 齋藤 宏一

第 5 次美浜町総合計画後期計画(案) について(諮問)

このことについて、美浜町総合計画策定条例（平成24年3月23日条例第1号）第3条の規定に基づき、第5次美浜町総合計画後期計画（案）の策定について諮問します。

【諮問理由】

本町では、平成26年度から12年間を計画期間とする第5次美浜町総合計画の基本構想に掲げた将来像である「ひと・まち・自然、健康に輝くまち みはま」の実現に向けて、6つの施策大綱から成る基本計画に基づき、各施策に取り組んできました。

この総合計画が中間年度を迎えたことから、これまでの成果や課題を検証し、住民ニーズや社会情勢の変化を踏まえながら、引き続き将来像の実現に向けたまちづくりを進めていく必要があります。

このことから、令和3年度からの5年間に取り組むべき方向性を示す第5次美浜町総合計画後期計画（案）の策定に関して諮問し、貴審議会の意見をいただくものです。

令和2年8月4日

美浜町長 齋藤 宏一 様

美浜町総合計画審議会
会 長 千頭 聡

第5次美浜町総合計画後期計画について（答申）

令和2年4月28日付け美企発第212号で諮問のありました第5次美浜町総合計画後期計画(案)について、慎重に審議した結果、令和7年度を目標とする本町の新たなまちづくりの指針にふさわしいとの結論を得ましたので、第5次美浜町総合計画後期計画として、ここに答申します。

なお、町の将来像である「ひと・まち・自然、健康に輝くまち みはま」の実現に向けて計画を推進するとともに、下記事項について十分配慮されることを要望します。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症などの社会経済状況に柔軟に対応し、持続可能なまちづくりを推進すること。
- 2 地域資源を活かした交流人口・関係人口の増加に努め、地域産業の活性化を図ること。
- 3 住民、事業者、大学等と連携を図り、オール美浜で計画を推進すること。
- 4 厳しい財政状況を鑑み、町独自財源の確保に努めること。

第5次美浜町総合計画後期計画策定組織体制図

